令 和 3 年 度 (2021年度) 当 初 予 算 編 成 方 針

令和3年度(2021年度) 当初予算編成方針

令和3年度は本市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画の後期基本計画初年度である。本市は「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」を将来像とする基本構想を基に、これまで積極的に施策、事業の展開を図ってきたところである。引き続き、後期基本計画においても基本構想を実現するために、市民のニーズやまちづくりの方向性などを敏感かつ的確に把握し、予算編成に反映させていかなければならない。

しかし、本市の財政状況は、令和元年度決算で、市税が4億円以上増えている一方、扶助費、補助費、物件費に係る一般財源負担が9億円以上増えているため、経常収支比率が前年度に比べ1.3パーセント増の95.3パーセントと初めて95パーセントを超える結果となった。つまり、本市は一般財源支出の増加を市税の増収では賄えない状況でありこれは新たな事業を一般財源だけで行うことが困難であることを示している。

今後においては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少や企業収益の悪化に伴う市民税の大幅な減収が想定される。また、ふるさと納税による他市町村への市民税の流出額の増加や、法人市民税の税率の変更による減収の影響も受ける見込みである。歳出では、障害者福祉や保育などの社会保障関係経費の増加や近年多発する自然災害対策、公共施設の老朽化対策に加え、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止や、新たな生活様式の中での市内経済の回復など必要な対策を実施しなければならない。

このような前例のない事態に直面するなか、基礎自治体として市民サービスの水準を維持し、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うためには、社会情勢の変化を的確に捉え、事業の見直しや新たな視点で業務の再構築を行っていく必要があるとともに、職員一人ひとりが、日々の業務において創意と工夫を持って経費節減の徹底を行わなければならない。

以上のような認識に立ち、次の方針により予算を編成する。

1 基本原則

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症による社会の変化と影響を的確に捉え、感染症拡大防止策をはじめ、安心・安全な市民生活と地域経済を支援する取組みについて十分検討を行うこと。

(2) 持続可能な財政構造の確立

第5次朝霞市総合計画を確実に実行していくためには、持続可能で安 定した財政構造を確立することが必要であることから、より一層の歳出 の抑制や歳入の確保に努めること。

(3) 事業の選択と集中

限られた財源を計画的かつ効果的に活用するため、政策主導型予算編成を徹底することとし、選択する事業については、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業に限るものとすること。

(4) 通年度予算の徹底と国・県の動向の把握

来年度の国の予算、地方財政計画が決定する前であるため、現行の行財政制度に基づき年間を通じた計画を立て、予測される歳入歳出等を漏れなく計上すること。

また、国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすものであることから、その動向を的確に把握し、見通しを立てること。

(5) 事務事業の見直し

施策全般について、行政評価に基づき、その内容、効果等を十分に検討し、新たな観点から創意と工夫を加えるなど、単なる経費の節減にとどまらず改善を図ること。また、既に所期の目的を達成した事業及び継続の必要性が薄れた事業については、縮小又は廃止すること。特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施する事業については、新規事業の場合は終期を設定し、継続事業の場合は事業の効果や効率を評価し、継続の適否を判断すること。

(6) 市単独支援制度の見直し

引き続き厳しい財政状況が予想されることから、市単独の支援制度 (補助制度、現物給付、利子補給、貸付制度など。国、県の制度に市単独で補助額を上乗せしている場合や対象となる範囲を拡大している場合を含む。)については、「朝霞市補助金制度の見直しに関する基本方針」に準じて毎年度制度の見直しを実施し、各部で縮小や廃止など、十分な検討を行った結果をもって予算要求を行うこと。

(7) 一般財源への影響を考慮した予算要求

一般財源が極めて不足している財政状況を勘案の上、国・県その他団体の補助制度を最大限に活用するため十分な情報収集を行うとともに、補助制度の研究に努めるなど、積極的に財源の確保に取り組むこと。

(8) 自主財源の確保

市税等の徴収率向上等自主財源の確保に向けて、より一層努力すること。また、新たな財源として有料広告による歳入確保のほか、広告事業者からの製品納入などによる歳出削減も検討すること。

(9) 経常経費の節減合理化

経常経費の大幅な増加が続いていることから、経常経費を総点検し、 経常経費の節減合理化を徹底すること。

(10) 見積額の適正化

予算見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、適正な額を見積ること。特に、決算において不用額が多額となっている事業については、利用実績などの具体的な数値、データなどによる決算内容の分析及び事業の評価を必ず行い、予算に反映させること。業者から見積りを徴する場合においては、複数の業者から徴し、見積内容を詳細に検討した上で適正な額を計上すること。

(11) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に協議すること。

(12) 特別会計について

各特別会計予算の編成については、安易に一般会計予算からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、受益者負担の適正な確保を図るとともに、より一層の経費削減に努め、一般会計繰入金の縮減に努めること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

歳入の根幹となる市税については、経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案し、適切な額を見積るとともに税収の確保については、徴収率の向上と収入未済額の縮減を目指し、取り組むこと。

(2) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握して見積ること。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、国・県の補助金が削減又は廃止された場合

には、事業の廃止・縮減を前提に十分に検討することとし、一般財源へ の振替は必要最小限とすること。

(3) 使用料及び手数料

住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき使用料及び手数料の見直しを適宜行うこと。

なお、令和元年5月策定の「使用料・手数料の見直し方針」に基づき 施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には必ず使用料・手 数料の見直しを行うこと。

また、対象の的確な把握に努め、適正に見積るとともに収入未済額の解消を図ること。

(4) 市債

市債をもって措置することが適当と認められる事業は、事前に財政課長と協議すること。

(5) その他の収入

過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で 歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入 見込額を計上すること。また、引き続き、有料広告事業の活性化に向け て積極的に検討すること。滞納繰越金は、その縮減を目指し、徴収の確 保に努めること。なお、歳入額の多寡にかかわらずあらゆる歳入の可能 性を検討し積極的な財源確保に努めること。

3 歳出に関する事項

予算要求する際には、適切な予算科目(節、細節、細々節)で計上すること。なお、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整すること。

また、需用費、役務費については、引き続き枠配分を実施する。配分額 は別紙1のとおりとする。

なお、会計年度任用職員の給料(報酬)単価は、職員課長から別途通知 する。

(1) 人件費

給与費については、職員課長から別途通知する。

時間外勤務手当の予算計上は、令和2年度当初予算の時間数の範囲内を限度とし、縮減に努めること。また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、効果的・効率的な事務執行となるよう事業の見直しや会計年度任用職員の採用により抑制に努めること。

なお、会計年度任用職員の任用等については政策企画課長及び職員課 長と必ず調整すること。

(2) 物件費

公共施設の増加及び事務量の増大によって増加傾向にあり、財政構造を悪化させる要因となっているので、旧慣にこだわらず創意と工夫をもって一層の節減合理化に努めること。

① 旅費は、安易に前年度実績によることなく抜本的な見直しを行い、抑制すること。また、出張命令は、予算の範囲内にとどめ、補正及び流用は原則として認めないこととする。県外出張は、原則として一人とし、市政に直接反映できるものに限るものとする。

② 需用費

- ア 消耗品費(市民サービスに直結するものを除く。)は、前例にとらわれることなく不要な物を除くとともに、使用量の削減に取り組むこと。
- イ 共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上すること。
- ウ 食糧費は、特にやむを得ない場合を除き、予算計上しないこと。
- エ 燃料費は、別紙2の基準単価表によること。なお、必要な使用量 を精査し、適正に見積ること。
- オ 消費税の算定にあたっては軽減税率制度に引き続き留意すること。
- ③ 役務費の建物・自動車損害共済基金分担金については、財産管理課長から別途通知する。
- ④ 委託料は、原則として、令和2年度の設計金額又は支出額を上限とすること。なお、新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要かどうかを十分に検討するとともに、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査すること。なお、電算関連事業については、財産管理課長と調整のうえ、積算すること。
- ⑤ 土地借上料は、別紙2の基準単価表を基準とする。借上料の額は、 賃借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて予算計上すること。
- ⑥ 公用車(軽貨物・軽乗用)の借上料については、財産管理課長と必ず調整のうえ、予算計上すること。
- ⑦ 備品購入費は、使用に耐えない備品の買換えのみを計上し、新規購入は、やむを得ない場合を除き計上しないこととする。
- ⑧ 施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲 内で削減できるものがないか、検討すること。

(3) 扶助費

国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確 実な把握のもとに所要経費を見込むこと。また、市単独事業の扶助費は、 近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、 必要に応じて見直しを行うこと。

(4) 補助費等

補助金については、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき、各部で十分に検討の上で計上すること。また、任意の負担金については、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行った上で予算計上すること。

(5) 普通建設事業費

事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上すること。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討すること。

なお、設計を伴う建設事業については財産管理課長と必ず調整の上、 計上すること。

(6) その他の経費

前年度の実績にとらわれることなくその必要性を再度見直し、適正な額を見積ること。

4 継続費・債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を検討し、後年度において 過重な財政負担を招かないよう留意すること。

5 その他

細部の取扱いについては、別途、財政課長から通知する。

6 予算見積書の入力及び資料提出期限

令和2年11月12日(木)正午

※予算見積書は財務会計システムへの入力によることとし、資料については原則メールにて提出すること。

(査定、原案作成の関係で厳守すること。)

令和3年度課別配分額一覧表

·配分額(上限額)積算根拠

課別の配分額(上限額)は、平成29年度から令和元年度の3年間の実績及び令和2年度当初予算額などを基に、臨時的経費などを考慮し積算しています。

また、平成25年度から水道事業会計を除く特別会計においても、一般会計同様、需用費、役務費について枠配分予算を導入しています。

・ 枠配分対象経費の設定根拠

需用費と役務費は、ほぼ全ての目において経常的に予算計上されていることから職員の創意工夫による削減が期待できること、市民サービスへの直接的な影響が少ないと思われることから決定。

・ 枠配分対象経費の財政課長査定

枠配分対象経費については、原則として査定は行いません。

課名/ 目名	令和3年度配分額	令和2年度予算額	比較	単位: 十円 備考
議会総務課				
議会費	1,318	1,318	0	
人権庶務課				
一般管理費 人権政策費	62,345	63,237	△ 892	
秘書課				
秘書費	222	241	Δ 19	
職員課				
人事管理費	1,140	1,152	Δ 12	
市政情報課				
市政情報費 統計調査総務費	4,703	5,629	△ 926	
財政課				
財政管理費	1			
元金	991	1,095	△ 104	
利子				
出納室				
会計管理費	2,971	3,063	△ 92	・証紙除く
公平委員会				
公平委員会費	20	20	0	
財産管理課				
財産管理費	75,094	75,094	0	
工事検査費	74	74	0	
入札契約課 契約管理費	126	126	0	
危機管理対策費	1			
常備消防費				
非常備消防費	13,015	14,265	△ 1,250	
消防施設費				
政策総務費	1 225	0.744	A = 40	
基地跡地対策費	6,195	6,744	△ 549	
シティ・プロモーション課				
シティ・プロモーション費	24,614	26,446	△ 1,832	
課税課				
税務総務費	13,068	14,688	△ 1,620	
課税費	13,008	14,088	1,020 کے	

課名/ 目名	令和3年度配分額	令和2年度予算額	比較	単位: 干円 備考
固定資産評価審査委員会				
固定資産評価審査委員会費	6	6	0	
収納課				
収税費	18,638	20,040	Δ 1,402	
総合窓口課				
戸籍住民基本台帳費	5,112	5,414	△ 302	
住居表示整備費	0,112	0,111	<u> </u>	
選挙管理委員会事務局				
選挙管理委員会費				4- 77 MM W Th MA
選挙啓発費	97	246	△ 149	各種選挙費除く
監査委員事務局				
監査委員費	391	400	△ 9	
地域づくり支援課				
地域づくり支援費				
消費生活対策費				
市民会館費 市民センター費	2,134	2,535	△ 401	
ア氏センダー貨 斎場費				
<i>雨勿</i> 員				
内間木支所				
内間木支所費	2,061	2,061	0	
朝霞台出張所				
朝霞台出張所費	2,503	2,565	△ 62	
朝霞駅前出張所				
朝霞駅前出張所費	2,614	2,655	△ 41	・印紙除く
福祉相談課				
社会福祉総務費 総合福祉センター費				
災害救助費	316	366	△ 50	
災害援護資金貸付金				
障害福祉課				
障害福祉総務費	3,286	3,370	△ 84	
障害福祉費	0,200	0,070	2 04	
長寿はつらつ課				
高齢者福祉総務費	4,035	5,121	△ 1,086	
高齢者福祉費	4,030	5,121	A 1,000	
こども未来課				
児童福祉総務費				
児童措置費	25,951	26,148	△ 197	
児童館費	1			

課名/ 目名	令和3年度配分額	令和2年度予算額	比較	備考
保育課				
保育園費	101.050	100.000	A 4 4 7 4	
放課後児童クラプ費	121,052	122,226	△ 1,174	
幼稚園費				
生活援護課				
生活保護総務費	5,977	5,977	0	
扶助費	0,077	0,077	Ů	
保険年金課				
国民年金費				
後期高齢者医療事業費	2,142	2,460	△ 318	
陸中される				
健康づくり課				
保健衛生総務費				
母子保健事業費				
予防事業費	24,932	26,143	△ 1,211	
健康増進事業費	2 1,502	25,140		
保健センター管理費				
健康増進センター費				
環境推進課				
環境衛生費			_	
公害対策費	3,053	3,368	△ 315	
資源リサイクル課				
清掃総務費				
塵芥処理費				
し尿処理費	173,644	174,968	△ 1,324	
リサイクルプラザ費				
産業振興課				
労働諸費				
農業委員会費				
農業総務費				
農業振興費	2,230	2.405	△ 265	
農地費	2,230	2,495	△ 205	
商工総務費				
商工業振興対策費				
産業文化センター費				
開発建築課				
建設総務費	943	972	△ 29	
道路整備課				
道路橋梁総務費				
道路維持費				
道路新設改良費				
河川費	84,761	86,937	△ 2,176	
橋梁整備費				
土地開発基金繰出金				
工作用无经业林山亚				

単位:千円

課名/ 目名	令和3年度配分額	令和2年度予算額	比較	備考
まちづくり推進課				
都市計画総務費				
土地区画整理費				
街路事業費	0.500	7.104	A 001	
交通対策費	6,533	7,134	△ 601	
交通安全推進費				
みどり公園課				
公園費				
児童遊園費	20,422	22,398	△ 1,976	
緑化推進費				
教育総務課				
教育委員会費				
事務局費				
(小)学校管理費				
(小)教育振興費	004 700	007 770	A 0.000	
(小)特別支援学級費	284,783	287,773	△ 2,990	
(中) 学校管理費				
(中) 教育振興費				
(中) 特別支援学級費				
教育指導課				
教育指導費	8,585	9,280	△ 695	
教育管理課				
教育管理費				
(小)教育扶助費	7,000	7.050	A 015	
(中) 教育扶助費	7,038	7,353	△ 315	
学校保健費				
学校給食課				
学校給食費	131,368	139,592	Δ 8,224	・給食賄材料費除く
生涯学習・スポーツ課				
生涯学習費				
人権教育振興費				
スポーツ振興費				
総合体育館費	11,774	12,894	△ 1,120	
武道館費	,//4	12,504		
市民プール費				
公園体育施設費				
文化財課				
文化財保護費				
博物館費	15,558	15,953	△ 395	

単位:千円

課名 /目名	令和3年度配分額	令和2年度予算額	比較	備考
中央公民館 コミュニティセンター費 公民館費	38,996	39,087	△ 91	
図書館 図書館費	27,372	27,648	Δ 276	

特別会計配分額一覧表

課名/ 目名	令和3年度配分額	令和2年度予算額	比較	備考
下水道事業特別会計	19,518	19,518	0	
国民健康保険特別会計	53,375	57,724	△ 4,349	
介護保険特別会計	38,453	44,926	Δ 6,473	
後期高齢者医療特別会計	8,634	9,386	△ 752	

基準 単 価 表

1 燃料 費(税抜き)

区	分	規	格	単位	単	価
ガソリン		ハイオ	ク	1 ""	1 {	5 1 円
A 7	<i>y</i> ~	レギュラ	_	1 ""	1 4	40円
軽	油	_		1 "" 1 Fi	1 2	20円
灯	油	_		1 ""	1	10円

2 土 地 借 上 料

区	分	単位	単 価 (1月当たり)
市街化区域		1 m²	94円
市街化調整区域		1 m²	64円

[※] 借上料の額は、賃借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて予算計上すること。税額については、課税課固定資産税係とあらかじめ調整すること。